

花見会計事務所だより No.79

4月も後半になり、日中乾燥した陽気が続き、体調管理が大変です。
今回は、民法の改正に伴う贈与税・相続税の改正についてご紹介させていただきます。

令和4年4月1日から、民法の改正に伴い成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、贈与税・相続税の規定における20歳を基準とする要件についても18歳に引き下げる税制改正が行われております。

贈与・相続税の時期により、下表のとおり受贈者や相続人等の年齢要件が異なっております。

区 分		受贈者や相続人等の年齢要件	
		令和4年3月31日以前の贈与・相続等の場合	令和4年4月1日以後の贈与・相続等の場合
贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 相続時精算課税（相続税法21の9） 住宅取得等資金の非課税等（租税特別措置法70の2、70の3、震災特例法38の2） 贈与税の特例税率（租税特別措置法70の2の5） 相続時精算課税適用者の特例（租税特別措置法70の2の6～70の2の8） 	その年1月1日において 20歳以上	その年1月1日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 事業承継税制（租税特別措置法70の6の8、70の7、70の7の5） 	贈与の日において 20歳以上	贈与の日において 18歳以上
	<ul style="list-style-type: none"> 結婚・子育て資金の非課税（租税特別措置法70の2の3） 	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 20歳以上50歳未満	結婚・子育て資金管理契約締結の日において 18歳以上50歳未満
相続税	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者控除（相続税法19の3） 	相続等の日において 20歳未満	相続等の日において 18歳未満

今回の民法改正に伴い、令和4年贈与の場合3月31日以前の贈与か4月1日以降の贈与なのかで適用される年齢要件が変わります。

年齢要件は表にもありますが**その年の1月1日**において判断されます。

・ ・ 吉沢から一言 ・ ・

あたたかくなり過ごしやすくなりました。
連休もありますので、コロナ対策をしながら
出かけてみたいと思います。

花見会計事務所
Tel: 026-248-7500
Fax: 026-248-7507
e-mail: hanami-tax@nifty.com